

## (新制度適用) 那覇市固定資産税課税免除の地域・地区別の概要

### ・ **国際物流拠点産業集積地域**における課税免除

令和4年8月1日以降、国際物流拠点産業集積計画に基づく措置実施計画を作成し、県知事の認定及び主務大臣の確認を受けた青色申告事業者が、令和7年3月31日までに那覇市内に【取得価格要件等】を満たした資産を新設し、又は増設した場合、新たに課されることとなった年度以降、最大5年間（措置実施計画の実施期間内に限る）【課税免除対象資産】について、固定資産税の課税免除を申請により受けることができます。

制度の詳細については、公益財団法人沖縄県産業振興公社  
「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」（Tel.098-894-6377）へ  
お問い合わせください。

### 【対象産業・事業】

①道路貨物運送業	自動車等により貨物の運送を行う業
②卸売業	有体的商品を購入し、小売業や他の卸売業等に販売する業。軽度の加工、取付修理を含む。
③特定の無店舗小売業※1	店舗を持たず、インターネット等で広告を行い、通信手段によって注文を受け商品を販売する業であって、国際物流拠点を活用するもの。  ※1 訪問販売小売業及び自動販売機による小売業を除き、国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものに限る。
④特定の機械等修理業	機械や家具等を修理する業であって、国際物流拠点を活用するもの。  ※2 国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものに限る
⑤特定の不動産賃貸業	一定の規模、構造及び設備を有する倉庫を賃貸する業  ※3 その集積の形成が貿易の振興に寄与するものとして主務省令で定める規模、構造及び設備を有する倉庫を賃貸するものに限る。
⑤製造業	新たな製品の製造加工を行い、当該製品を販売する業
⑥航空機整備業	航空機又はその装備品の整備・修理等を行う業

## 【取得価格要件等】

県知事の認定及び主務大臣の確認を受けた国際物流拠点産業の用に供する一の設備のうち

- ① これらを構成する減価償却資産（機械・装置、建物及びその附属設備等※1）で取得価格合計額が1,000万円を超えるもの。
- ② 機械・装置でこれらの取得価格合計額が100万円を超えるもの。

※1 附属設備については、建物と同時に取得したものに限る。

## 【課税免除対象資産】

【取得価格要件】を満たした、国際物流拠点産業の用に供する一の設備のうち、

- 家屋（工場用等）
- 機械・装置
- これらの敷地である土地（※土地については取得の日の翌日から1年以内に建設の着手があった家屋又は構築物の敷地に限る）

## 【留意事項】

- ・対象資産の取得の前に、措置実施計画について県知事の認定及び主務大臣の確認を受ける必要があります。
- ・新設又は増設した資産のうち、対象事業に直接供するものが対象になります。
- ・買換え、移設等の資産は対象になりません。
- ・対象資産のうち、「5G情報通信システム」に該当するものは、「認定特定高度情報通信技術活用設備」に限定されています。

（お問合せ先）

那覇市役所 資産税課（本庁舎3階41番窓口）

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1-1-1

TEL：(098) 862-5320 FAX：(098) 861-1297

E-mail：[naha\\_z\\_sisanz001@city.naha.lg.jp](mailto:naha_z_sisanz001@city.naha.lg.jp)

## (新制度適用) 那覇市固定資産税課税免除の地域・地区別の概要

### ・情報通信産業振興地域・特別地区における課税免除

令和4年8月1日以降、情報通信産業振興計画に基づく措置実施計画を作成し、県知事の認定及び主務大臣の確認を受けた青色申告事業者が、令和7年3月31日までに那覇市内に【取得価格要件等】を満たした資産を新設し、又は増設した場合、新たに課されることとなった年度以降、最大5年間（措置実施計画の実施期間内に限る）【課税免除対象資産】について、固定資産税の課税免除を申請により受けることができます。

制度の詳細については、公益財団法人沖縄県産業振興公社  
「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」(TEL098-894-6377)へ  
お問い合わせください。

#### 【対象事業、対象業種】

##### 【振興地域】

- 電気通信業
- ソフトウェア業
- 情報処理・提供サービス業
- インターネット付随サービス業

##### 【特別特区】

- データセンター
- 情報通信機器相互接続検証事業
- 受託開発ソフトウェア業
- 情報システム開発業
- システムインテグレーションサービス業
- 組込みソフトウェア業
- パッケージソフトウェア業
- バックアップセンター
- セキュリティデータセンター
- データベースサービス業
- アプリケーション・サービス・プロバイダ
- 情報セキュリティサービス業

## 【取得価格要件等】

県知事の認定及び主務大臣の確認を受けた情報通信産業の用に供する一の設備のうち

- ① これらを構成する減価償却資産（機械・装置、器具・備品、建物及びその附属設備並びに構築物等※1）で取得価格合計額が **1,000 万円**を超えるもの。
- ② 機械・装置及び器具・備品でこれらの取得価格合計額が **100 万円**を超えるもの。

※1 附属設備については、建物と同時に取得したものに限る。

## 【課税免除対象資産】

【取得価格要件等】を満たした、情報通信産業の用に供する一の設備のうち、

- 家屋
- 構築物
- 機械及び装置
- これらの敷地である土地（※土地については取得の日の翌日から1年以内に建設の着手があった家屋又は構築物の敷地に限る）

## 【留意事項】

- ・対象資産の取得の前に、措置実施計画について県知事の認定及び主務大臣の確認を受ける必要があります。
- ・新設又は増設した資産のうち、対象事業に直接供するものが対象になります。
- ・買換え、移設等の資産は対象になりません。
- ・対象資産のうち、「5G情報通信システム」に該当するものは、「認定特定高度情報通信技術活用設備」に限定されています。

〈お問合せ先〉

那覇市役所 資産税課（本庁舎3階41番窓口）

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1-1-1

TEL : (098) 862-5320 FAX : (098) 861-1297

E-mail : [naha\\_z\\_sisanz001@city.naha.lg.jp](mailto:naha_z_sisanz001@city.naha.lg.jp)

(新制度適用) 那覇市固定資産税課税免除の地域・地区別の概要

・観光地形成促進地域における課税免除

令和4年8月1日以降、観光地形成促進計画に基づく措置実施計画を作成し、県知事の認定及び主務大臣の確認を受けた青色申告事業者が、令和7年3月31日までに那覇市内に【取得価格要件等】を満たした資産を新設し、又は増設した場合、新たに課されることとなった年度以降、最大5年間（措置実施計画の実施期間内に限る）【課税免除対象資産】について、固定資産税の課税免除を申請により受けることができます。

【特定民間観光関連施設】

スポーツ・レクリエーション施設 【6施設】	① 水泳場
	② スケート場
	③ トレーニングセンター
	④ ゴルフ場
	⑤ テーマパーク ※2
	⑥ ボウリング場

教養文化施設 【5施設】	① 文化紹介体験施設
	② 劇場
	③ 動物園
	④ 植物園
	⑤ 水族館

休養施設 【4施設】	① 展望施設
	② 温泉保養施設
	③ スパ施設
	④ 国際健康管理・増進施設

集会施設 【4施設】	① 会議場施設
	② 研修施設
	③ 展示施設
	⑤ 結婚式場（宿泊施設に併せて整備された施設を含む）※

※宿泊施設も併せて設置されるもので当該宿泊施設と同一の建物内に設置されるものを除く。

販売施設	沖振法第8条第1項に規定する要件を備え、沖縄県知事が指定する施設
------	----------------------------------

## 【取得価格要件等】

県知事の認定及び主務大臣の確認を受けた【特定民間観光関連施設】の用に供する一の設備のうち

- これらを構成する減価償却資産（機械・装置、建物及びその附属設備並びに構築物等※1）の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの。
  - 性風俗関連施設、会員制施設（利用料金のみ優遇される施設を除く）でないこと。
- ※1 附属設備については、建物と同時に取得したものに限る。

## 【課税免除対象資産】

【取得価格要件等】を満たした、【特定民間観光関連施設】の用に供する一の設備のうち

- 家屋
- 構築物
- 機械・装置
- これらの敷地である土地（※土地については取得の日の翌日から1年以内に建設の着手があった家屋又は構築物の敷地に限る）

## 【留意事項】

- ・対象資産の取得の前に、措置実施計画について県知事の認定及び主務大臣の確認を受ける必要があります。
- ・新設又は増設した資産のうち、対象事業に直接供するものが対象になります。
- ・買換え、移設等の資産は対象になりません。
- ・対象資産のうち、「5G情報通信システム」に該当するものは、「認定特定高度情報通信技術活用設備」に限定されています。
- ・宿泊施設そのものは対象になりません。

制度の詳細については、公益財団法人沖縄県産業振興公社  
「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」（Tel098-894-6377）へ  
お問い合わせください。

〈お問合せ先〉

那覇市役所 資産税課（本庁舎3階41番窓口）

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1-1-1

TEL: (098) 862-5320 / FAX: (098) 861-1297

E-mail : [naha\\_z\\_sisanz001@city.naha.lg.jp](mailto:naha_z_sisanz001@city.naha.lg.jp)

## (新制度適用) 那覇市固定資産税課税免除の地域・地区別の概要

### ・産業イノベーション促進地域における課税免除

令和4年8月1日以降、産業イノベーション促進計画に基づく措置実施計画を作成し、県知事の認定及び主務大臣の確認を受けた個人事業主及び法人が、令和7年3月31日までに那覇市内に【取得価格要件等】を満たした資産を新設し、又は増設した場合、新たに課されることとなった年度以降、最大5年間（措置実施計画の実施期間内に限る）【課税免除対象資産】について、固定資産税の課税免除を申請により受けることができます。

制度の詳細については、公益財団法人沖縄県産業振興公社  
「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」(TEL098-894-6377)へ  
お問い合わせください。

#### 【対象事業】

- 製造業
- 道路貨物運送業
- 卸売業
- デザイン業
- 自然科学研究所
- 電気業（一定の要件あり）
  - ※水力発電設備、汽力発電設備、内燃力発電設備、新エネルギー等発電設備、送電設備、変電設備、配電設備、海水温度差発電施設又は設備
- ガス供給業（一定の要件あり）
  - ※液化ガス貯蔵設備関連

#### 【取得価格要件】

県知事の認定及び主務大臣の確認を受けた【対象事業】の用に供する一の設備のうち、

- ① これらを構成する減価償却資産（機械・装置、特定の器具・備品※1並びに工場用の建物等及びその附属設備）で取得価格合計額が1,000万円を超えるもの。
  - ② 機械・装置、特定の器具及び備品※1でこれらの取得価格合計額が100万円を超えるもの。
- ※1 特定の器具・備品とは○電子計算機 ○デジタル交換設備 ○デジタルボタン電話設備 ○ICカード利用設備 ○開発研究用の器具・備品（製造業、自然科学研究所、電気業）

## 【課税免除対象資産】

【取得価格要件】を満たした、【対象事業】の用に供する一の設備のうち、

- 家屋（工場等）
- 構築物
- 機械・装置
- これらの敷地である土地（※土地については取得の日の翌日から1年以内に建設の着手があった家屋又は構築物の敷地に限る）

## 【留意事項】

- ・対象資産の取得の前に、措置実施計画について県知事の認定及び主務大臣の確認を受ける必要があります。
- ・新設又は増設した資産のうち、対象事業に直接供するものが対象になります。
- ・買換え、移設等の資産は対象になりません。
- ・対象資産のうち、「5G情報通信システム」に該当するものは、「認定特定高度情報通信技術活用設備」に限定されています。

〈お問合せ先〉

那覇市役所 資産税課（本庁舎3階41番窓口）

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1-1-1

TEL: (098) 862-5320 / FAX: (098) 861-1297

E-mail: [naha\\_z\\_sisanz001@city.naha.lg.jp](mailto:naha_z_sisanz001@city.naha.lg.jp)